

八ヶ岳少年自然の家再生整備方針策定業務委託  
募 集 要 領

(公募型プロポーザル)

令和2（2020）年4月

川崎市教育委員会事務局

1 目的

川崎市では、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通じて、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため、長野県諏訪郡に川崎市少年自然の家を設置しています。当該施設内の建築物には、築年数が40年程度経過した木造建築物が多くあり、また、厳しい自然環境下にあるため、施設及び設備の老朽化が著しい状況にあります。

本業務は、以上の背景を踏まえ、建築物の長寿命化改修や建て替え等の計画策定の方向性を判断するための現況調査を行い、その結果を踏まえ、建築物と外構施設との関連性を総合的に考慮した八ヶ岳少年自然の家再生整備方針を策定することを目的とします。

2 件名 八ヶ岳少年自然の家再生整備方針策定業務委託

3 契約期間 契約締結日から令和3年3月15日（月）まで

4 履行場所 川崎市内、長野県諏訪郡

5 選定方法 公募型企画提案方式による提案審査  
提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

6 事業規模（予算概算額）  
33,990,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

7 プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和2年 4月27日（月）
参加意向申出書提出締切	令和2年 5月11日（月） 午後3時必着
参加資格確認結果通知書送付	令和2年 5月12日（火）
質問受付開始	令和2年 5月13日（水）
質問提出締切	令和2年 5月15日（金） 午後3時必着
質問回答送付	令和2年 5月19日（火）
企画提案書等の提出締切	令和2年 5月28日（木） 午後3時必着
企画提案評価委員会の開催	令和2年 6月 3日（水） 予定
審査結果通知	令和2年 6月上旬

8 事務局

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 新津・小野
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
電話番号	044-200-1981
電子メール	88syogai@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

## 9 参加者の資格要件

### (1) 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。（ただしウについては、企業又は管理技術者個人の実績とします。）

ア 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。

イ 川崎市の競争入札参加資格を有し、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿で次の業種及び種目のいずれにも搭載されていること。

業種10「建築設計」の種目01「意匠設計」及び種目02「構造設計」

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

ウ 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者、一級建築士免許を有する意匠主任技術者及び構造主任技術者を配置すること。

また、構造主任技術者は上記の要件に加え、耐震改修設計の経験を有していること。なお、管理技術者は、応募者の組織に所属していること。

エ 意匠、構造の各主任技術者に加え、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する（業務経験5年以上）、若しくは、本業務と同等以上の改修計画立案に関する実績を有する（業務経験10年以上）又は同程度の能力のある（業務経験10年以上）電気設備主任技術者、並びに、建築士法第2条第5項又は第10条の2の2第2項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（建築設備士又は設備設計一級建築士）を有する機械設備主任技術者を、それぞれ1名配置できる者であること。

オ 次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 本業務に関するノウハウと実績がある者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(ウ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(エ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(オ) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(カ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴

力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(キ) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

(2) 協力者又は協力事務所の資格要件

応募者は、本業務に関する管理技術者及び主任担当技術者（意匠）を除く、担当業務分野について、協力者又は協力事務所（以下「協力者等」という。）を加えることができます。なお、協力者等とは、基本的に管理技術者の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指します。

協力者等となった者及びその者の所属する建築設計業者は本プロポーザルの応募者となることができません。

(3) 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する応募者は次により参加意向申出書を提出しなければなりません。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式 1）

(イ) 応募者の企業概要（任意様式） ※パンフレット等の応募者の組織概要が分かるもの

(ウ) 管理技術者・主任技術者一覧（様式 2）

(エ) 協力事務所等同意書（様式 3） ※該当がある場合

(オ) 応募者の主要業務実績の詳細（様式 4）

イ 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

ウ 提出期限

令和 2 年 5 月 11 日（月）午後 3 時必着

エ 提案資格確認結果通知書

参加者の資格要件に基づく審査を行った結果、令和 2 年 5 月 12 日（火）までに提案資格確認結果通知書の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

10 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問は事前連絡の上、任意様式により電子メール又は F A X のいずれかの方法で送付してください。

※送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

(2) 受付期限

令和 2 年 5 月 13 日（水）から令和 2 年 5 月 15 日（金）午後 3 時まで

### (3) 回答方法

質問者を含めたすべての参加登録者に対して、令和2年5月19日（火）に電子メールで回答します。

## 11 企画提案提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）【15部】

A4版とし、表紙を除き20頁程度で作成してください。

(ア) 仕様書に基づき、業務内容についての実施方針、検討手法等を具体的に記入してください。

(イ) 提案者のもつ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

(ウ) 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

#### イ 添付書類（任意様式）【各15部】

(ア) 提案者概要（企業パンフレット等）

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）

(ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）

(エ) 所要経費・概算見積書

#### ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類は返却しません。

(イ) 提出期限後は、提出書類の差し替え、追加は認めません。

(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

### (2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

提出期限 令和2年5月28日（木）午後3時必着

## 12 選定方法

### (1) 選定方法・審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内に企画提案評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 評価基準

評価項目	配点
<b>1 業務実施体制</b>	<b>30</b>
(1) 業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。	5
(2) 業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	5
(3) 業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	10
(4) 本市や他の自治体等での類似業務の実績が十分と判断できる。	5
(5) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	5
<b>2 業務への取組意欲・積極性</b>	<b>10</b>
(1) 積極性があり、前向きな提案がなされている。	5
(2) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある。	5
<b>3 企画力</b>	<b>50</b>
(1) 少年自然の家の設置目的を理解した提案がされている。	10
(2) 木造建築物の劣化調査方法と判断方法が適切に提案されている。	10
(3) 施設利用状況のアンケート調査の活用方法、フィードバック方法が適切に提案されている。	10
(4) 施設の長寿命化と建て替えの方向性を総合的に判断する方法が適切に提案されている。	10
(5) 少年自然の家が持つ資源（建物・自然）の効果的な活用方法を踏まえた施設全体のゾーニングの検討手法が適切に提案されている。	10
<b>4 提案内容の実行可能性</b>	<b>10</b>
(1) 企画提案内容は十分に実行可能な方法となっている。	5
(2) 企画提案内容は適切な整備スケジュールとなっている。	5

(3) 企画提案評価委員会の実施

ア 企画提案の事業者プレゼンテーション評価委員会を行います。

日程 令和2年6月3日（水）（予定）

場所 川崎市役所会議室

※時刻、場所等の詳細は各事業者へ別途通知いたします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日時、場所等について変更する場合があります。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明 20 分、質疑応答 10 分程度。

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することは

できません。

(エ) インターネット環境はありません。

(オ) プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。

#### (4) 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します。(令和2年6月上旬発送予定) なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

### 13 その他の留意事項

(1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

(2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。

(3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。

(5) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本業務の受託者についても同条の規定が適用されます。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。